

働き方改革関連法、これから施行する事項はこちら!

- 中小企業も月 60 時間超の時間外労働は割増賃金率 50%へ
…令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日～
- 適用猶予事業・業務における時間外労働の上限規制適用
…令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日～

令和5年(2023年)4月1日～
中小企業に該当しても、
月 60 時間超の時間外労働には
50%以上の割増賃金の支払い
が必要になります

(現在)		(改正後)	
月60時間超の残業割増賃金率 大企業は 50% 中小企業は 25%		月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに 50% ※中小企業の割増賃金率を引上げ	
	1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間		1か月の時間外労働 1日8時間・1週40時間 を超える労働時間
	60時間以下	60時間以下	60時間以下
大企業	25%	25%	50%
中小企業	25%	25%	50%

令和6年(2024年)4月1日～
これまで適用猶予とされていた事業・業務にも、時間外労働の上限規制が適用されます

時間外労働の上限規制 (労働基準法第36条第6項第2、3号)

法律上、時間外労働の上限は原則として月45時間、年360時間とされており、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。
臨時的な特別の事情があって労使が合意する場合でも

- ・時間外労働…年720時間以内
- ・時間外労働+休日労働…月100時間未満、2～6か月平均80時間以内とする必要があります。

法律による上限 (特別条項/年6か月まで)
 ✓年720時間
 ✓複数月平均80時間※
 ✓月100時間未満※ ※休日労働を含む

法律による上限 (限度時間の原則)
 ✓月45時間
 ✓年360時間

法定労働時間 ※1年単位の変形労働時間制の場合
 ✓1日8時間
 ✓1週40時間
 月42時間、年320時間

※ただし、上限規制には適用を猶予・除外する事業・業務があります。

【適用猶予・除外の事業・業務】	
建設事業	2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、災害時における復旧・復興の事業については、1か月100時間未満・複数月平均80時間以内の要件は適用しません。この点についても、将来的な一般則の適用について引き続き検討します。)
自動車運転の業務	2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、適用後の上限時間は、年960時間とし、将来的な一般則の適用については引き続き検討します。)
医師	2024年4月1日から、上限規制を適用します。 (ただし、適用後の上限時間は、年最大1,860時間(休日労働含む)としています。)
鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業	2024年4月1日から、上限規制を適用します。
新技術・新商品等の研究開発業務	医師の面接指導(※)、代替休暇の付与等の健康確保措置を設けた上で、 時間外労働の上限規制は適用しません。 ※1週間当たり40時間を超えて労働した期間が月100時間を超えた労働者に対しては、事業者は、その者に必ず医師による面接指導を受けさせなければなりません。

【お問い合わせ先】

電話番号

管轄区域

千葉労働基準監督署	043-308-0671	(千葉市、市原市、四街道市)
船橋労働基準監督署	047-431-0182	(船橋市、市川市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市)
柏労働基準監督署	04-7163-0246	(柏市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市)
銚子労働基準監督署	0479-22-8100	(銚子市、旭市、匝瑳市、香取郡のうち東庄町)
木更津労働基準監督署	0438-22-6165	(木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、館山市、鴨川市、南房総市、安房郡)
茂原労働基準監督署	0475-22-4551	(茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡)
成田労働基準監督署	0476-22-5666	(成田市、印西市、富里市、香取市、印旛郡の栄町、香取郡のうち神崎町、多古町)
東金労働基準監督署	0475-52-4358	(東金市、佐倉市、八街市、山武市、大網白里町、山武郡、印旛郡のうち沓ヶ井町)